

盛土規制法に係る規制区域の指定について

1. 要旨・目的

静岡県熱海市土砂災害（令和3年7月）を契機に、現行制度上の課題を踏まえ、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するものとして、宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、盛土規制法という）に改正され、令和5年5月26日に施行されました。

このたび本市では、盛土規制法及び国土交通省が示す基本方針に基づき基礎調査を行った結果、市域全域を宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域（以下、規制区域という）として指定するため、規制区域（案）を作成しました。

2. 規制区域の考え方

(1). 規制区域の指定

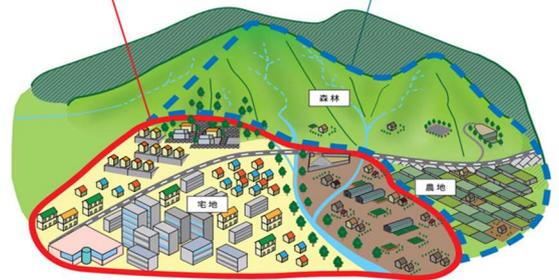
右図のイメージのとおり、盛土等の崩壊により人家等に被害を及ぼしうるエリアとして、「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」の2つの区域を指定します。

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



(2). 規制区域の範囲

国土交通省の基礎調査実施要領に基づき、規制区域（案）を作成したところ、前橋市内の全域が、各規制区域となる予定です。

3. 許可対象となる盛土等の規模

盛土規制法施行令に基づき、次の盛土等について許可対象とする予定です。

許可対象となる盛土等の規模

赤文字 宅地造成等工事規制区域 青文字 特定盛土等規制区域

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500m ² 超 3,000m ² 超 となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300m ² 超 1,500m ² 超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500m ² 超 3,000m ² 超 となるもの
イメージ図		

【参考：盛土規制法パンフレット（国土交通省・農林水産省・林野庁）】